留学ジャーナルの

学院留学

留学ジャーナルの大学留学/大学院留学プログラムは、 将来を見据え、現在から最終目標までの留学プランを立て、確実に実現します。 「留学したい」と考え始めたその時から、留学前、留学中、留学後、 そして就職まで、留学ジャーナルがサポート。 安心した留学生活が送れるよう、充実したサービスを提供します。

プログラムの対象校

アメリカ・カナダ・イギリス・オーストラリア・ニュージーランドの高等教育機関すべてが対象になります。



アメリカ

4年制大学 2年制大学 大学院

4年制大学 2年制大学 (カレッジ・ユニバーシティカレッジ)

大学院

イギリス

大学 大学教育課程と 同等レベルを持つ 教育機関

(ファウンデーションコース・ 公立カレッジを含む) 大学院

オーストラリア

大学 大学教育課程と 同等レベルを持つ 教育機関

(ファウンデーションコース・ TAFEを含む) 大学院

大学 および

大学教育課程と 同等レベルを持つ 教育機関

(ファウンデーションコース・ ポリテクニックを含む) 大学院

プログラム内容一覧

11地域、専攻、成績、英語 力、費用など、さまざまな要 素をカウンセラーとともに検 討し、出願校を絞り込みま す。また、必要な試験のスコ アを目標に、いつTOEFLや GRE、GMATを受験するの かを決め、目標とする出願日、 ビザ申請日などを決定し、留 学のプランニングをしていき ます。

2 留学の出願に必要な出願 書類を万全なものに整えるた め、エッセイ、英文履歴書の 添削、作成アドバイスを行い ます。

345留学希望校への出願手続き、 滞在先の手続き、フライト手配など、 出発までに必要な一連の留学手続 きを代行します。学生ビザ、航空券 の手配、現地の空港での出迎えサー ビス等の手配も行います。

6 留学の心構えや準備、留学生活 全般について詳しくお話をする「生活 準備講座」、出発当日の手続きから 現地到着、学校初日までの詳細を 確認する「出発前の最終ガイダンス」 などのオリエンテーションがあります。

留学前▶▶

7留学ジャーナルの「スチューデントプロテクショ ン」で、緊急時に24時間、365日、日本語での電 話相談がフリーダイヤルで可能。また担当カウン セラーが留学終了まで生活相談、進路相談を受け 付けています。

8 帰国後の進路相談、就職相談を受け付けてい ます。就職活動の方法や留学成果のアピール手 段などアドバイスする他、希望者には提携の人材 紹介会社等のご紹介もしています。また、留学中 から情報交換やネットワークづくりの場としてOB 会・RJネットワーククラブにご登録いただけます。

6

☆

☆

 $\stackrel{\wedge}{\sim}$

☆

【アメリカ限定】

さらに、「安心サポートプラ ン」にお申し込みになると 現地サポートオフィスによ る、現地での定期的なカウ ンセリングや保護者へのレ ポート送付も含まれた手厚 いサポートを受けることが できます。

※有料オプション 現地で日本語の話せる家 庭教師(チューター)を希望 する場合、有料で手配(1時 間US\$30~40)できます。

帰国後

8

留学中▶▶

☆

☆

 $\stackrel{\wedge}{\sim}$

留学ジャーナル 大学留学/大学院留学プログラムに 含まれるもの

スタンダードサポートコース

トータルサポートコース

個別カウンセリング学校選択のための留学プランニング・ 終ガイダンス)(生活準備講座出発前のオリエ 進路相談と出願サポート現地サポートオフィスに OB会への自動登録 履歴書 留学前の無料英会話レッ キャリアサポートサービス 1本語無料電話相談系急時44時間 航手配 在先の手配 書類の準 推薦状作成アドバイス (航空券 一の作成アドバイス -BT模試 一/出発前の最ンテーション プログラムに含まれます ・保険) プログラムに含まれません ☆ 有料で利用できます よる 大学留学プログラム ☆* ☆ ☆ ☆ ₩ 大学留学プログラム+安心サポートプラン $\stackrel{\wedge}{\nabla}$ ☆ $\stackrel{\wedge}{\Box}$ ベーシックサポートコース ☆ $\stackrel{\wedge}{\sim}$ ☆ $\stackrel{\wedge}{\Box}$ ☆ ☆

3

4

5

大学院留学 プログラム

プログラムお申し込みの流れ

無料カウンセリング

まずはカウンセリングをお受けください。初回のカウンセリング は無料です。海外の教育制度、必要となるテスト、成績、書類など、 大学留学/大学院留学を考えるにあたって、知っておいていただ きたい基礎的なことをご説明します。また、留学ジャーナル大学 留学/大学院留学プログラムについてご説明します。プログラム について十分理解していただき、大学留学/大学院留学について の不安や疑問を一緒に解決していきます。

大学留学/大学院留学 プログラムのお申し込み

留学についての不安や疑問が解決し、大学留学/大学院留学の方 向性が決まりましたら、プログラム申し込み書に必要事項をご記 入のうえ、各留学ジャーナルカウンセリングセンターまで郵送ま たは直接ご持参ください。また、所定のプログラム費用をご入金 ください。

※「安心サポートプラン」にお申し込みをご希望される方は、別途専用申し込み書 のご記入が必要ですので、詳しい説明案内をご請求ください。

留学ジャーナル大学留学/ 大学院留学プログラムの開始

申し込み書が到着し、プログラム費用のご入金確認後、「留学 ジャーナル大学留学/大学院留学プログラムお申込み確認書」の 発送をもってプログラムの開始とさせていただきます。最終ゴー ルを目指して、最適な進路を担当カウンセラーと一緒に考えてい ただき、専攻・学校選びなど卒業までの留学プランを立てていき ます。出願する学校が決まりましたら、出願手続きから渡航手続 きまで、留学ジャーナルが責任を持って行います。不明点、疑問 点はもちろん、出発前の不安なども、担当カウンセラーにご相談 ください。

出願方法は 国によって異なります。 留学カウンセラーにご確認ください。

例) ~アメリカへ留学する場合~

- ・英文の預金残高証明書(コースにより、ビザ申請時および学校への 出願時に必要になります)
- ・成績証明書(コースによって必要な場合があります)
- ・予防接種または健康診断書(コースによって必要な場合があります)

プログラム費用振込先銀行

みずほ銀行 新宿新都心支店 口座名:(株)留学ジャーナル

普通 2636391

プログラム申込書の提出先

下記最寄りの「留学ジャーナル申し込み係」 まで直接または郵送にてご提出ください。

〒160-0016 東京都新宿区信濃町34 JR信濃町ビル6F

〒530-0057 大阪市北区曽根崎2-6-6

コウヅキキャピタルウエスト11F

●名古屋 〒450-0001 名古屋市中村区那古野1-47-1

名古屋国際センタービル22F

〒810-0001 福岡市中央区天神1-1-1

アクロス福岡西オフィス4F ※12月上旬に以下に移転予定 福岡市中央区天神1-6-8 天神ツインビル6F

●岡 山 〒700-8610 岡山市北区厚生町2-3-23 イーオン本社ビル2F

留学ジャーナル カウンセリングセンタ-

ご予約・お問い合わせ

0120-890-987

http://www.ryugaku.co.jp

□ 携帯電話からでもOKです



月~金 10:00~20:00 10:00~18:00

〒160-0016 東京都新宿区信濃町34 JR信濃町ビル6F TEL:03-5312-4421







月:金:十 10:00~18:00 火・水・木 10:00~20:00 11:00~17:00 Н

〒530-0057 大阪市北区曽根崎2-6-6 コウヅキキャピタルウエスト11F TEL:06-6312-3321











月~土 10:00~18:00 10:00~20:00

〒450-0001 名古屋市中村区那古野1-47-1 名古屋国際センタービル22F TEL:052-561-8821







火~土 10:00~18:00 10:00~20:00

〒810-0001 福岡市中央区天神1-1-1 アクロス福岡 西オフィス4F ※12月上旬に以下に移転予定 福岡市中央区天神1-6-8 天神ツインビル6F TEL:092-712-9921





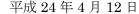


(営業時間) 月~土 10:00~18:00

〒700-8610 岡山市北区厚生町2-3-23 イーオン本社ビル2F TEL:086-225-8709









~留学プログラムお申込みを検討いただいているお客様~~

留学プログラム約款の一部変更について以下の変更をお知らせいたします。

お申込みの前には、ご希望のプログラムに対応する留学プログラム約款をよくお読みいただき、ご不明な点はご 確認いただいたうえで留学プログラムのお申し込みをいただきますようお願いいたします。

なお、4月12日付にて、以下の条項において変更をいたしております。あわせてご確認をお願いいたします。

大学留学/大学院留学プログラム約款

<改定前>

第10条(申し込み後の取消と返金)

【大学留学プログラム】

申し込みから学校選択カウンセリング開始前までの取消: 当社は、第6条(1)項に定めるプログラム費から52,500 円を差し引いた差額を申し込み者に返金いたします。

- ・申し込みから出願をする前までの取消:当社は、第6条(1)項に定めるプログラム費から105,000円を差し引いた差額を申し込み者に返金いたします。
- ・申し込みから出願後の取消:一切返金はいたしません。 ※ただし、安心サポートプラン申し込み者が留学プログラムを取り消す場合、あるいは留学前にサポートプランのみ取り消す場合は、安心サポートプラン費から52,500円を差し引いた差額を申し込み者に返金いたします。

【大学院留学プログラム】

申し込みから学校選択カウンセリング開始前までの取消: 当社は、第6条(1)項に定めるプログラム費から52,500 円を差し引いた差額を申し込み者に返金いたします。

- ・申し込みから出願校を決定する前までの取消:当社は、第6条(1)項に定めるプログラム費から105,000円を差し引いた差額を申し込み者に返金いたします。
- ・申し込みから出願をする前までの取消:当社は、第6条(1)項に定めるプログラム費から210,000円を差し引いた差額を申し込み者に返金いたします。
- ・申し込みから出願後の取消:一切返金はいたしません。 ※ただし、上記プログラムの進度によらず書類作成指導が行われた場合は、さらに 105,000 円を差し引いた差額を返金いたします。

第12条(当社からの解約)

- (1) 申し込み者に次に定める事由が生じた場合、当社は 催告の上、本約款に基づく留学プログラム契約を解約する ことができるものとします。
- ①申し込み者が~
- ②申し込み者が~
- ③申し込み者が所在不明、または1ヵ月以上にわたり連絡 不能となったとき
- ④申し込み者が~
- ⑤申し込み者が~
- ⑥その他、当社がやむを得ない事由があると認めた時

<改定後>

第10条(申し込み後の取消と返金)

【大学留学プログラム】

申し込みから学校選択カウンセリング開始前までの取消: 当社は、第6条(1)項に定めるプログラム費から 52,500円を差し引いた差額を申し込み者に返金いたします。(※申し込みから起算して 8日目までの取消は全額返金をいたします。)

- ・申し込みから出願をする前までの取消:当社は、第6条(1)項に定めるプログラム費から105,000円を差し引いた差額を申し込み者に返金いたします。
- ・申し込みから出願後の取消:一切返金はいたしません。 ※ただし、安心サポートプラン申し込み者が留学プログラムを取り消す場合、あるいは留学前にサポートプランのみ取り消す場合は、安心サポートプラン費から52,500円を差し引いた差額を申し込み者に返金いたします。

【大学院留学プログラム】

申し込みから学校選択カウンセリング開始前までの取消: 当社は、第6条(1)項に定めるプログラム費から 52,500円を差し引いた差額を申し込み者に返金いたします。(※申し込みから起算して 8日目までの取消は全額返金をいたします。)

- ・申し込みから出願校を決定する前までの取消:当社は、第6条(1)項に定めるプログラム費から105,000円を差し引いた差額を申し込み者に返金いたします。
- ・申し込みから出願をする前までの取消:当社は、第6条(1)項に定めるプログラム費から210,000円を差し引いた差額を申し込み者に返金いたします。
- ・申し込みから出願後の取消:一切返金はいたしません。 ※ただし、上記プログラムの進度によらず書類作成指導が 行われた場合は、さらに 105,000 円を差し引いた差額を返 金いたします。

第12条(当社からの解約)

- (1) 申し込み者に次に定める事由が生じた場合、当社は催告の上、本約款に基づく留学プログラム契約を解約することができるものとします。
- ①申し込み者が~
- ②申し込み者が~
- ③申し込み者が所在不明、または当社からの連絡に対し、返信期限を過ぎ1ヵ月以上にわたり連絡不能となったとき
- ④申し込み者が~
- ⑤申し込み者が~
- (2) 前項に基づき、~



第15条(前受金の保全)

<改定前>

当社は次の通り前受金の保全措置を講じております。

当社は、留学にかかる費用の内、プログラム費、授業料、 滞在費のお預り金(前受金)を対象として、当社の運営資 金ならびに保有財産から完全に切り離し、分別管理をする ための「前受金分別信託制度」を導入しています。

詳細は~

<改定後>

当社は次の通り前受金の保全措置を講じております。

当社は、留学にかかる費用の内、プログラム費、授業料、滞在費のお預り金(前受金)を対象として、当社の運営資金ならびに保有財産から完全に切り離し、分別管理をするための「前受金分別信託制度」を導入しています。(※留学費用は受け入れ先が期日を定めている場合を除き、ご出発の1~2ヵ月前にお支払いいただきます。)

留学ジャーナル 大学留学/大学院留学プログラム約款

留学ジャーナル 大学留学/大学院留学プログラムにお申し込み頂く前に必ずお読みください。

第1条(約款)

申し込み希望者は 本約款を承諾の上 株式会社留学ジャーナル (以下「当社 | といいます)に対し、本約款に含まれる各種サービス (以下「留学プログラム|といいます)を申し込みます。

第2条(契約の申し込みと成立)

(1)本約款における申し込み希望者による留学プログラム契約の申 し込みは、申し込み希望者が、当社に対して本約款に基づき、所定 の「留学プログラム申し込み書」を作成・提出し、かつ第6条(1)項 に基づく所定の「プログラム費」を支払い、当社がその「留学プログ ラム申し込み書 | の提出及び「プログラム費 | の受領を確認したとき をいいます(当社が申し込みを承諾した申し込み希望者を以下「申 し込み者 といいます)。

(2)本約款に基づく申し込み者と当社との間の留学プログラム契約 は、当社が申し込み者に対し、申し込み者からの申し込みを承諾す る旨の書面(留学ジャーナル大学/大学院留学プログラム申し込み 確認書)を発送したときに成立するものとします。

(3) 留学先の短大・大学・大学院またはそれに相当する高等教育機 関(以下「留学先」といいます)が決定し、留学手続きを開始するとき 当社はその確認として申し込み者に対し出願申し込みを承諾する旨 の書面(出願代行手続き引受確認書)を発送します。

(4)大学留学プログラムの申し込み者は、希望により第6条(6)項③ に定める「安心サポートプラン」に申し込みいただくことができま この場合、希望者は留学出発前までに別途専用申込書を提出し、 追加費用の支払いを当社が確認したときに申し込みが成立します。

第3条(拒否事由)

当社は、申し込み者から、本約款に基づく留学プログラムの申し 込みがあった場合、次に定める事由の一つあるいは複数が認められ るときは、申し込み者からの申し込みをお断りすることがあります。 (1)申し込み者の日本での学業成績が留学先の定める評定値に達し ていないときや申し込み者に留学に適した条件が備わっていないと 当社が認めたとき。

(2) 申し込み者が未成年である場合または学生の場合、申し込みに ついて親権者(両親等)の同意がないとき。

(3)申し込み者が希望する留学先の定員に受入可能な余裕がない場 合等、客観的に留学が認められる可能性がないことが明らかなとき。 (4)申し込み者が希望する留学先・留学時期の申し込み手続きの期 限までに、留学手続きが完了できる見通しがないとき。

(5)申し込み者の過去の既往症または現在の心身の健康状態が、留 学プログラムの参加に不適切であると当社が認めたとき

(6)申し込み者が留学先への入学希望時期から遡って2年以上前に 申し込みをしたとき。

(7) その他、当社が不適当と認めたとき。

第4条(プログラムの範囲)

当留学プログラムは、申し込み者の学術的関心、将来の志望進路、 現在までの学業成績や社会経験ならびに英語力、留学期間及び予算 等の諸条件を基に、当社の留学カウンセラーが個別にカウンセリン グを行うものです。従って、カウンセリング開始後は本約款に定め てある場合を除き、プログラム費の返還はいたしません。なお、当 社は申し込み者に対して留学プログラムを提供するにあたり、本約 款でお約束する事項以外の事項につき、申し込み者に対して何らの 保証を行うものではありません。

この留学プログラムに含まれるサービスは、次の通りです。 (1)学校選択

申し込み者は、申し込み者の希望留学先を担当留学カウンセラー と相談しつつ、申し込み者の意思により2校まで選択します。 (2) 各種手続きの代行

①留学手続き及び入学手続き

当社は、申し込み者が本条(1)項に従って選択した希望留学先2 校に対し、入学願書と必要書類を送り(以下「留学手続き」といいま す)、入学許可が得られた場合に入学許可証を、条件付き入学許可 があった場合に条件付き入学内定書を取り寄せること等により、申 し込み者が希望する留学先への入学手続きを代行します。 ②滞在先手続き

当社は、申し込み者が留学する際のホームステイ・客滞在等の申 し込み手続きを代行いたします。ただし、申し込み者の希望により 入寮またはホームステイを希望しない場合、もしくは希望留学先が 寮などの滞在施設をもたない場合や申し込み手続きの代行ができな い場合、当社は原則として、この滞在手続きの代行はいたしません。 また、アパートの手配等、寮・ホームステイ先以外の滞在手続きの 代行はいたしません。

希望留学先に留学する前に、申し込み者が語学コースを申し込む 場合、当社は、手続きが代行可能な場合にのみ、申し込み者の滞在 先について、寮・ホームステイ先の申し込み手続きを代行します。 申し込み者が、希望留学先に入学する前に語学コースを申し込む場 合でも、当社は希望留学先について、ホームステイ・寮滞在等の申 し込み手続きの代行はいたしません。ただし、申し込み者の希望留 学先への入学時期が、申し込み者の日本からの出発日(以下 「出発 日」といいます)前に決定している場合には、当社は希望留学先に ついて、ホームステイ・寮滞在等の申し込み手続きを代行します。

希望留学先もしくは語学コースによっては、申し込み者の出発日 以前に寮またはホームステイ等の滞在先住所・部屋番号がわからな い場合があります。寮の場合、1人部屋か否か、またはルームメイ ト等について、申し込み者の希望が通らない場合もあります。また、 ホームステイの場合、1家庭に2人以上の留学生が滞在する場合も あります。当社の責によらない事由で申し込み者の滞在先が確保で きない場合、または申し込み者の希望どおりの滞在先が確保できな い場合でも、当社はその責任を負いません。

③ 渡航手配手続き

希望者には、成田空港またはその他の日本国内の出発空港から希 望留学先の最寄り空港までの片道または往復航空券を手配します。

航空券の申し込み・取消等は、別に定める標準旅行業約款の手配旅 行契約の部、渡航手続代行契約の部ならびに当社の航空券取扱条件 書等に進じます(旅行取扱:株式会社留学ジャーナル観光庁長官登 録旅行業第1695号)。

④留学費用の支払い

当社は、第6条(2)項に定める希望留学先または語学コースへの 留学費用の支払い手続きを送金あるいは銀行小切手の送付により代 行します。ただし、正式に希望留学先に入学する前に、申し込み者 が語学コースを申し込む場合、原則として当該語学コースのみ当該 支払い代行手続きの対象となります。申し込み者は、当社が指定す る納付期日までに、所定の全額を当社指定の口座に振り込まなけれ ばなりません。希望留学先もしくは語学コースによっては、留学書 用を(j)送金または銀行小切手によって支払う場合、(jj)現地でト ラベラーズチェックによって支払う場合があります。この場合当社 は、原則として、(i)の方法によってのみ代行いたします(第8条の 為替変動もご参照ください)。トラベラーズチェックにて支払う必 要がある場合、申し込み者は事前にトラベラーズチェックをご自身 でご用意の上、現地にて希望留学先もしくは語学コースに直接お支 払いください。

留学費用は、希望留学先もしくは語学コース、航空会社、その他 留学費用の支払い先の事情により予告なしに変更されることがあり ます。この場合、申し込み者は、当社が申し込み者に対して請求す る金額を直ちに当社に対して支払うものとします。 ⑤外貨購入先の紹介

留学費用の支払いにトラベラーズチェックを必要とする場合、当 社はトラベラーズチェックの購入方法ならびに購入先をご紹介いた 1. 申す.

当社は、海外留学保険の加入手続きを代行します。通常、アメリ カの大学・2年制大学及び語学コースをはじめ海外の留学生を受け 入れている学校では、独自に留学生に保険の加入を義務付けている ところもありますが、補償内容が異なるため海外留学保険にはぜひ 加入されるようおすすめします。なお、海外留学の保険料は別途料 金となります。

⑦パスポート由語書類

申し込み者が希望する場合、当社の指定する旅行代理店が、パス ポート申請書類を別途定める「旅券・査証手配条件書」に準じて、 別途料金にて作成します。ただし、パスポート申請時及び受理時は、 申し込み者本人が所轄官庁に出向かなければなりません。

⑧ビザ取得手続き

留学先でビザが必要となる場合、希望者には当社の指定する旅行 代理店が、申請書類の作成または代理申請を別途定める「旅券・査 証手配条件書」に準じ、別途料金にて行います。留学国や申し込み 者の居住地域によって、または渡航予定日まで十分な時間がない場 合は、ビザの代理申請等ができない場合もあります。なお、ビザの 代理申請はビザの取得を保証するものではありません。

⑨必要書類の翻訳

第5条に定める留学手続きに必要な書類の作成にあたって、指定 された言語での書類が申し込み者において用意できない場合、当社 は英語に限り、預金残高証明書、卒業証明書、成績証明書及び戸籍 謄本(抄本)を別途料金にて翻訳いたします。翻訳料は、別途請求い たします。

(3)英語講座

当社は、申し込み者に対して無料で受講できる英語講座を提供し ます。その内容については、担当留学カウンセラーにご確認ください。 (4)エッセイの作成指導(大学留学プログラム安心サポートプラン 大学院プログラム:スタンダード及びトータルサポートコースのみ) (5) 履歴書の作成指導(大学院プログラム: スタンダード及びトー タルサポートコースのみ)

当社は、希望留学先の入学申請に必要なエッセイ、履歴書の作成 に関するアドバイス及び添削指導を申し込み者に対して行います。 (6)オリエンテーション

当社では、留学生の心構え、生活に必要なクレジットカード・保 険・電話の利用の仕方などを紹介した小冊子の配布、担当留学カウ ンセラーが随時行う留学に関するアドバイス、「生活準備講座」、「出 発前の最終ガイダンス」等を通じ、また出発後は、緊急時対応の「留 学ジャーナルスチューデントプロテクション」 により、オリエンテ - ションを行います。なお、留学ジャーナルカウンセリングセンタ 一等、オリエンテーションが実施される会場までの交通費は、申し 込み者の負担となります。 (7) 留学中のサポート

下記①のサービスは、申し込み者の出発日から1年間有効です。 1年以上の期間にわたるサポートの申し込みは、別途料金(第6条(6) 項③参照)がかかります。②のサービスは、大学院プログラムが 1年間、大学プログラムは申し込み者が留学を終えるまで有効です。 ③のサービスは、「安心サポートプラン|申し込み者にのみ有効です。 ①留学中の不慮の事態に対して、日本語でアドバイスする24時間 電話サービス「留学ジャーナルスチューデントプロテクション」を 実施します(電話によるアドバイスは、AIGインターナショナル・ サービセズ(AIGIS)が行います)。

②担当留学カウンセラーによる、電話またはEメールによる以下の 相談

- ・留学生活全般についての相談
- ・進路についての相談
- ・学生ビザ、仕事等についての相談

③現地サポートオフィス(アメリカ:ロサンゼルス及びニューヨー ク)にて、進路及び就職相談が卒業まで受けられます。定期的な個 人カウンセリング及びグループカウンセリングを提供し、保護者に は個人カウンセリング実施後、レポートを送付します。(現地での進 路及び就職相談はLos Angeles College Tour(LACT)が行います。) (8) 当社の留学ローンの紹介・申し込み代行

当社は、提携金融機関により留学費用等の貸付を行う留学ローン の紹介・申し込みを代行いたします。詳細は、希望者に後日案内す る同ローンの約款をご覧ください。なお、出発日までに十分な時間 がない場合、留学ローンを利用できないことがあります。

第5条(必要書類)

申し込み者が留学プログラムに基づくサービスを受けるにあたり。 留学手続きに必要な書類は、当社より別途 「必要書類案内」を送付 してご連絡します。申し込み者は、指定された書類に指定された言 語にて必要事項を記入の上、必ず指定の期日までに当社の手続き担 当カウンセラーまでお送りください。

第6条(諸費用)

(1)プログラム費

申し込み者は 本項に定めるプログラム費を本第2条及び第9条 に記載通りお支払いいただきます。なお、各プログラム費には、本 条(2)項~(6)項の費用は含まれません。

- ・留学ジャーナル大学留学プログラム費: 315,000円(税込)
- 留学ジャーナル大学院留学プログラム・トータルサポート(第4条 (1)項から(7)項のすべてが対象)のプログラム費:525,000円(税込) ・留学ジャーナル大学院留学プログラム・スタンダードサポート (第4条(7)項①を除くすべてが対象)のプログラム費: 420,000円 (私(人)
- ・留学ジャーナル大学院留学プログラム・ベーシックサポート(筆4 条(4)項、(7)項①を除くすべてが対象)のプログラム費:315.000 円(税込)

(2)留学費用

当社では、希望留学先または語学コースへの入学手続きに必要な 費用としての出願料や滞在申込金、授業料及び入学登録料、ホーム ステイ・寮に関連する費用、食費、航空料金、空港出迎え料(空港 出迎えが必要かつ可能な場合のみ)、その他申し込み者の留学期間 中に必要となる費用(以下、これらを「留学費用」と総称します)を 希望留学先または語学コースから当社に寄せられた最新の資料に基 づいて算出し、申し込み者に請求いたします。申し込み者は、当社 が指定する期日までに留学費用を当社に対して支払うものとします。 当社は、申し込み者の希望留学先または語学コースでの授業料及び 入学登録料、ホームステイ・寮に関連する費用を第1回目の支払い についてのみ支払い手続きを代行します。その後の支払いについて は、本項の他、第4条(2)項④ も適用されるものとします。なお、 留学費用は学校、その他支払い先の事情により、予告なしに変更さ れることがあります。

(3)宿泊費

申し込み者のスケジュールの関係上、申し込み者は、出発地、途 中経由地ならびに現地にてホテルなどの宿泊施設に宿泊する必要が ある場合があります。その場合の宿泊予約は、原則として当社が行 いますが、その宿泊にかかる費用は申し込み者の負担となります。 宿泊費用は、特に指定のない限り申し込み者が直接宿泊先にお支払 いください。

(4)緊急連絡費

申し込み者本人またはご家族からの依頼により、出発前・出発後 に関係なく、緊急の連絡を要する場合、当社は希望留学先や語学コ - スあるいは滞在先等の関係各所への緊急連絡をお引き受けいたし ます。その際にかかる費用は、相手国を問わず1件1回あたり5,000 円にて申し受けます。この場合、申し込み者は、当社が申し込み者 に対して請求する金額を直ちに当社に対して支払うものとします。 (5) 渡航手続きの代行

上記で定める費用の他、当社は、申し込み者の利用希望や必要性 に応じて、標準旅行業約款の手配旅行契約の部ならびに渡航手続代 行契約の部に準じ、別途渡航手続代行料金を収受することにより次 に掲げる業務を行うことを引き受けます。なお、渡航手続代行に関 する業務及びそれらにかかる料金は、別途ご案内する各種条件書 (航空券取扱条件書、旅券・査証手配条件書等)に準じます。

①旅券、査証、再入国許可等に関する手続き

②出入国手続書類の作成

③航空券手配に付随する手続き

④海外留学保険の手配 (6) その他の諸費用

本条(1)項から(5)項で定める費用の他、当社は、申し込み者の 利用希望や必要性に応じて、以下の費用を申し込み者に対して、別 途手配、請求いたします。申し込み者は、当社から下記諸費用の支 払い請求があった場合は、直ちにかかる諸費用を当社に対して支払 うものとします。なお、※の料金には消費税が含まれます。

①出願校の追加(1校につき)

52,500円※ 52 500円※

②語学コースの入学手続き(1校につき) ③留学中のサポート

・申し込み者が留学ジャーナル大学留学プログラムを申し込んでい る場合で、「安心サポートプラン」を希望する場合 280.000円※ ・申し込み者が留学ジャーナル大学院留学プログラム・トータルサ ポートを申し込んでいる場合で、1年間を超える留学中のサポート を希望する場合、留学ジャーナル大学院留学プログラム・トータル サポートでカバーされる1年を超える留学中のサポート1年につき、 105.000円※

申し込み者が留学ジャーナル大学院留学プログラム・トータルサ ポートを申し込んでいない場合は、最初の1年につき、157,500円※

・それ以降の留学中のサポートについては、1年につき、 105.000円※

④海外送金用小切手作成時または海外送金時に必要となる銀行手数 ⑤その他、当社が申し込み者に対して、本条に記載する以外で留学 プログラムを提供するにあたり合理的と認める諸費用。

第7条(申し込み後の変更と変更手数料)

申し込み者は、本条の定める場合において以下の変更手数料(消 費税込)を支払うことによってのみ、留学プログラム契約につき、 以下の変更をすることが可能です。ただし、必ず事前に担当留学カ ウンセラーにご相談ください。変更希望者には、かかる費用を別途 請求いたします。

- (1)希望留学先への入学希望時期の変更
- ・申し込み者は、希望留学先への入学希望時期を、当該希望留学先

への出願前で、申し込み日から起算して2年以内の間であれば無料で変更できます。

・申し込み者は、申し込み日から起算して2年を超えて変更する場合、または希望留学先への入学時期を、当該希望留学先への出願後 出発日前に変更する場合には、変更手数料105,000円を当社に対して支払うことにより変更できます。

(2) 希望留学先及び専攻の変更

・申し込み者は、希望留学先及び専攻の変更を、当該希望留学先への出願前であれば無料で変更できます。

・申し込み者は、希望留学先及び専攻の変更を、当該希望留学先への出願後出発日前に変更する場合には、変更手数料を当社に対して支払うことにより変更できます。この場合における大学プログラムの変更手数料は105,000円となります。

(3)大学プログラムにおける出発までのサポート期間の延長

本条(1)項ならびに(2)項の変更により出発時期が申し込み日から 起草して2年を超える場合、当社は申し込み者に対し、出発前のサポート期間延長の費用として1年間につき105,000円を請求いたし ます。

(4)大学院留学プログラムのコース変更

留学ジャーナル大学院留学プログラムのトータルサポート、スタンダードサポート、ベーシックサポートの申し込みコースから別コースの変更は、その価格の差額をお支払いいただくことで可能です。また、コース変更によってコース費が滅額する場合は、その差額を返金いたします。ただし、トータルサポートからスタンダードサポートへの変更は出発前に限り、またトータルサポートあるいはスタンダードサポートからベーシックサポートへの変更は、書類作成指導が行われる前に限り可能です。

(5)その他、当社が承認し、当社が指定する変更手数料を支払った場合。

第8条(為替変動)

当社が本約款に基づき、申し込み者に代行して希望留学先あるいは語学コースに送金または銀行小切手の送付によって留学費用そのの費用を支払う場合、当社所定の為替レートにて100円単位(100円未満切り上げ)で決済を行います。この場合、為替変動による差額の精算はいたしません。ただし、当該留学先の指定により、到着後に留学費用、またはその一部を直接支払う場合は、申し込み者自身が用意するトラベラーズチェックにての支払いとなります。

また、申し込み者が留学プログラム契約を解約し、または希望留学先あるいは語学コースへの入学を取りやめたときに希望留学先または語学コースから申し込み者に対して返還される費用がある場合当社はかかる費用を申し込み者に代わって代理受領し、かかる費用を当社が選択する日のTTBレートにて換算した上で、申し込み者に返還するものとします。

第9条(支払い)

申し込み者は、第6条ないし第7条に定められた、プログラム費、 留学費用、その他の諸費用、変更手数料等の支払いを当社が指定す る期日までに当社指定の口座に振り込みまたは所定の方法で入金す るものとします。本約款に別途定めがある場合の他、当社は本約款 に基づき、申し込み者が当社に対して支払ったプログラム費、留学 費用、その他の諸費用、変更手数料等の費用を申し込み者に対して 返還いたしかねます。申し込み者が当社指定の期日までに本約款に 定適のたしかねます。申し込み者が当社指定の期日までに本約款に 定める費用を当社に対して支払わない場合、当社は申し込み者に対 する留学プログラムの提供を停止する場合があります。また、当社 の責によらない事由で留学費用等が変更された場合にも、当社の指 示する方法で必要な差額をお支払いいただきます

なお、留学費用等を概算額で支払っている場合、後日支払い金額が明らかになり次第当社の指示に従い、当社または支払い元との間で過不足金の精算を行っていただきます。

また、本約款の各条項に定める各種費用の支払いについて、金融機関を通じて当社に対してお支払いいただく際の振り込み手数料や送金手数料(以下、「振り込み手数料」といいます)ならびに当社から申し込み者に対して返金する際の振り込み手数料は、全て申し込み者の負担となります。

第10条(申し込み後の取消と返金)

申し込み者が、留学プログラム契約の申し込み後に留学プログラム契約を解約する場合、当社は本約款の定めに基づき、申し込み者に対する返金の手続きを行います。希望留学先に対するキャンセル料や波航手配手続きにかかる航空会社に対するキャンセル料等、留学プログラムの解約に伴い発生する費用及び損失については申し込み者の負担とします。また、当社がこれをご替え払いしたときは、申し込み者はかかる立て替え費用を当社に支払うものとします。

留学プログラム申し込み後の解約と返金は、次に定める通りです。 なお、契約期間の満了以前に延長の申し出がない場合は、権利放業 したものとみなし、第6条(1)項に定めるプログラム費の返金には 応じかねます。

【大学留学プログラム】

・申し込みから学校選択カウンセリング開始前までの取消:当社は、第6条(1)項に定めるプログラム費から52,500円を差し引いた差額を申し込み者に返金いたします。

・申し込みから出願をする前までの取消:当社は、第6条(1)項に定めるプログラム費から105,000円を差し引いた差額を申し込み者に返金いたします。

・申し込みから出願後の取消:一切返金いたしません。

※ただし、安心サポートプラン申し込み者が留学プログラムを取り 消す場合、あるいは、留学前にサポートプランのみ取り消す場合は、 安心サポートプラン費から52,500円を差し引いた差額を申し込み 者に返金いたします。

【大学院留学プログラム】

・申し込みから学校選択カウンセリング開始前までの取消:当社は、第6条(1)項に定めるプログラム費から52,500円を差し引いた差額を申し込み者に返金いたします。

・申し込みから出願校を決定する前までの取消: 当社は、第6条(1) 項に定めるプログラム費から105,000円を差し引いた差額を返金いたします。

・申し込みから出願をする前までの取消: 当社は、第6条(1)項に定めるプログラム費から210,000円を差し引いた差額を返金いたします。

・申し込みから出願後の取消:一切返金いたしません。

※ただし、上記プログラムの進度によらず書類作成指導が行われた場合は、さらに105,000円を差し引いた差額を返金いたします。

第11条(各種手続きの継続が不可能な場合)

当社指定の期日までに必要な書類、または費用が申し込み者により送付・入金されず、当社の責によらない事由により当社が各種手続きの代行ができなかった場合、当社は申し込み者に対して本約款に基づき、支払い済みの費用を一切返金いたしません。また、その期日に応じて発生した、希望留学先に対するキャンセル料や渡航手配手続きにおける航空会社に対するキャンセル料等、当社の責によらない事由により、当社に生じた費用及び損失は、申し込み者が負担するものとし、別途当社から請求いたします。申し込み者は、当社からの請求後、直ちにかかる費用及び損失を当社に支払うものとします。

第12条(当社からの解約)

(1)申し込み者に次に定める事由が生じた場合、当社は催告の上、本約款に基づく留学プログラム契約を解約することができるものとします。

①申し込み者が、当社指定の期日までに、第5条に定める必要な書類を送付しないとき。

②申し込み者が、当社指定の期日までに、第6条及び第7条に定める費用の支払いを行わないとき。

③申し込み者が所在不明、または 1_{1} 月以上にわたり連絡不能となったとき。

④申し込み者が当社に届け出た、申し込み者に関する情報に虚偽あるいは重大な遺漏のあることが判明したとき。

⑤申し込み者が、本約款に違反したとき。

⑥その他当社がやむを得ない事由があると認めたとき。

(2)前項に基づき、当社が本約款に基づく留学プログラム契約を解約したとき、プログラム費、留学費用、その他の諸費用、変更手数料等、申し込み者が当社に対して本約款に基づき支払い済みの費用を申し込み者に対して一切返金いたしません。また、解約により発生した希望留学先に対するあらゆるキャンセル料や液航手配手続きにおける航空会社に対するキャンセル料等、前項に基づく解約により当社に生じた費用及び損失は、申し込み者が負担するものとします。申し込み者は、当社からの請求後、直ちにかかる費用及び損失を、当社に支払うものとします。

第13条(免責事項)

(1)当社は、次に例示するような当社の責によらない事由により、 申し込み者が留学できなかった場合または希望留学先への正式入学 ができなかった場合及び出発日時が変更になった場合には、一切そ の責任を負いません。

①申し込み者の希望留学先やコースが定員に達していて入学できない場合。

②申し込み者の希望する滞在施設が定員に達していて滞在できない 場合

③通信事情または希望留学先の事情により、入学許可証等の入学関 係書類が期日までに届かず、申し込み者が出発できなかった場合。 ④申し込み者の希望する留学先に出願し、入学の許可が得られなかった場合。

⑥ビザ取得に時間がかかり、出発時期が変更になった場合。

⑦天災地変、戦乱、暴動、テロ行為、日本または外国の官公署の命令、陸海空における不慮の災難、運送・宿泊機関等の旅行サービス 提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、申し 込み者の生命または身体の安全確保のために必要な措置、その他不 可抗力による場合。

③申し込み者の事情により、留学ローンが実行されず、手続きの継続が不可能と判断される場合。

⑨申し込み者が、本約款に違反した場合。

(2) 「留学ジャーナルスチューデントプロテクション」の業務は、 AIGインターナショナル・サービセズ(AIGIS)が行います(渡航後帰 国まで、最長(年間)。なお、緊急時に24時間体制で電話により適 切なアドバイスを行いますが、当社は、その内容に何らの保証をす るものではありません。

(3)第4条(8)項に基づく当社による留学ローンの紹介、申し込み手 続き代行において、当社は、申し込み者の資格審査の結果による留 学ローンの可否や債務保証等、その他一切の事項につき一切責任を 負いません。

(4)申し込み者は渡航後、申し込み者の責任において行動するものとし、法令、公序良俗もしくは留学先等の規則等に違反した場合の責任、損害等は申し込み者個人の負担となり、当社はその責任を一切負いません。留学中のスポーツ等による事故は、申し込み者本人の責となり、また、特定のスポーツを行うにあたり保険の特約が必要な場合は、申し込み者本人の責において加入手続きを行っていただきます。以上の免責事項に該当する場合、プログラム費、留学費用、その他の諸費用、変更手数料等、既に当社に支払い済みの費用については一切返金されません。

(5)当社は、希望留学先・語学コースから当社に送られてきた最新 資料に基づき留学プログラムを提供しますが、当社の責によらず、希 望留学先・語学コースの事情による授業内容の変更、滞在先の変更、 その他留学内容に関する変更については一切その責任を負いません。

第14条(損害の負担)

当社は、当社の責によらない事由により申し込み者が何らかの損害を受けた場合、その責任を負いません。

第15条(前受金の保全)

当社は、次の通り前受金の保全措置を講じております。

当社は、留学に係る費用の内、プログラム費、授業料、滞在費のお預り金(前受金)を対象として、当社の運営資金ならびに保有財産から完全に切り離し分別管理をするための「前受金分別信託制度」を導入しています。

詳細は、別紙約款の「留学プログラムに関する前受金の保全について」をご参照ください。

・C」をご参照へたさい。 また、旅行業法にて対象となる飛行機代やホテル代等の渡航に係 る費用につきましては、観光庁長官登録旅行業第1種を当社は取得 していることにより、日本旅行業協会にも弁済業務保証金分担金を 供託しています。これにより、同協会判断の基対象となる旅行費用 の保全額相当分が返還保証されます。

第16条(守秘義務について)

当社では、申し込み者の同意の下に得た個人データ等の守秘されるべき情報は、個人情報保護法に基づき当留学手配の目的以外では一切他に漏らしません。ただし、万一の緊急事故対応及びサポートに備えるためにのみ、当申し込み書記載内容及び海外留学保険の契約内容を当社と提携する海外サービス機関に開示することがあります。

第17条(個人情報の取扱について)

当社では、個人情報保護法に基づき、プライバシーポリシー(個人情報保護方針)において申し込み者の個人情報の取得及び利用、利用目的、第三者提供、管理、照会、開示、変更、利用停止、削除等について以下の通り取り扱います。

(1)個人情報の取得及び利用について

当社は、適法かつ公正な手段によって個人情報を取得し、以下に記す利用目的の範囲内で業務の遂行上必要な限りにおいて利用いたします。当社は、個人情報を第三者との間で共同利用し、または個人情報の取扱を第三者に委託する場合には、当該第三者につき厳重な調査を行った上、秘密を保持させるために適正な監督を行います。(2)個人情報の利用目的について

申し込み者が留学相談、申し込み、留学商品及びサービスをご利 用いただく際、申し込み者の名前、年齢、生年月日、住所、電子メ ールアドレス、電話番号、ファックス番号、職業、勤務先または身 分証明書等の各個人情報の提供をお願いする場合があります。これ らは、希望される留学商品やサービスを当社が提供する際に必要と なる情報です。また、申し込みをする際には、留学先への入学手続 き上必要となる、日本での申し込み者の最終学業成績、健康診断書、 財政証明書等の提出をお願いする場合があります。さらに運送・宿 泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスを受領す るための手続きに必要な範囲内で利用します。いずれの場合も、必 要最低限の事項を除き、申し込み者の個人情報を当社へ提供いただ くか否かについては、申し込み者自身が選択できるものであり、申 し込み者自身に判断を委ねます。その他当社では、よりよい留学商 品の開発のためのマーケット分析やアンケート調査、そして当社及 び当社と提携する企業やグループ会社の商品・サービスのご案内等 を申し込み者にお届けするため、あるいは、留学帰国後のご意見や ご感想の提供をお願いするなど、申し込み者の個人情報を利用させ ていただく場合があります。なお、申し込み者から提供いただけな い個人情報の内容によっては、当社の商品・サービスを利用できな い場合があります。

(3)個人情報の第三者提供について

(3)個人情報の第三者提供について 当社は、法令に定める場合を除き、個人情報を事前に申し込み者 の同意を得ることなく第三者に提供いたしません。当社は、申し込 み者へ留学商品・サービスを提供する上で必要と判断した場合は、 申し込み者が提供した申し込み者の名前、年齢、生年月日、住所、 電子メールアドレス、電話番号、ファックス番号、職業、勤務先ま たは身分証明書等の各個人情報を、あらかじめ当社との間で秘密保 持契約を結んでいる企業(航空会社、ビザ代理申請会社、現地手配 会社等の業務委託先)に開示いたします。ただし、次のいずれかの 場合を除いて、申し込み者が提供した個人情報を第三者に開示する ことはありません。次の②項と③項のような例外事項については、 開示する場合、個人情報保護管理者の責任の下において行います。 ①申し込み者本人が個人情報の開示に同意している場合

②法令により開示が求められた場合

③申し込み者本人または公衆の生命、健康、財産などの利益を保護 するために必要な場合

④統計資料等のように個人を特定することが不可能な状態で開示する場合

(4)個人情報の管理について

当社は、個人情報の正確性を保ち、これを安全に管理します。個人情報の約失、破壊、改ざん、毀損及び漏洩等を防止するため、不正アクセス、コンピュータウィルス等に対する適正な情報セキュリティ対策を講じ、合理的な範囲内で適切な安全対策を講じます。また当社は、個人情報を持ち出し、外部への送信等による漏洩を防止します。申し込み者が提供した個人情報の内容を、申し込み者の同意を得ずして変更することはいたしません。さらに、情報処理を外部企業に委託する場合も同様です。

(5)個人情報の照会・開示・変更・利用停止・削除について

当社は、申し込み者が自己の個人情報について、照会・開示・変 更・利用停止・削除等を求める権利を有していることを認識し、こ れらの要求がある場合は、異議なく速やかに対応します。その際は、個人情報の提供者本人であることを確認させていただきます。なお、要望に従って個人情報を変更・利用停止・削除等した場合は、当社 の商品やサービスを利用できない場合があります。 (6)個人情報保護管理者

の個人情報体験自任者 当社では、個人情報保護管理者を次の通り定めています。

管理本部

本部長 矢島和雄

連絡先:03-5312-4421(代)(平日のみ10:00~18:00)

第18条(管轄裁判所)

本約款に関する訴訟その他一切の法的手続きについては、東京地 方裁判所のみを専属管轄裁判所とします。

第19条(約款の変更)

本約款は、事情により告知なしに変更されることがあります。

第20条(準拠法)

本約款は、日本法に準拠し、同法に従って解釈されるものとします。

第21条(発効期日)

本約款の内容は、2011年10月5日以降に申し込まれる留学プログラム契約に適用されます。